

令和7年度第1回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和7年11月17日（月）

午前10時00分開会

○事務局（中山） ただ今から、令和7年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、埼玉県環境政策課 副課長の中山でございます。よろしくお願いいたします。

会議は、ウェブ会議形式で行いますので、議長及びご発言いただく委員以外の方は、常時、カメラをお切りいただくか、静止画を表示いただくかのどちらかとしていただくようお願いいたします。

また、音声は常時ミュートにさせていただき、御発言される場合に、Teamsのリアクションボタンで挙手をいただいて、議長の許可を得てからミュートを解除して御発言いただくということで、よろしくお願いいたします。

また、こちらもウェブ会議形式ということでのお願いとなりますけれども、資料について御発言いただく際は、大変恐縮でございますが、資料のどのページ数を指しているのかというところを御指摘いただいて御発言いただくように重ねてお願いいたします。

次に、資料のほうを確認させていただきますが、資料につきましては事前にメールで配付させていただいております。配付いたしました資料は、次第に記載のとおりでございます。また、準備書一式につきましては、事前に郵送させていただいております。

本日御出席いただいている委員の皆様でございますけれども、出席者名簿のとおりでございます。なお、李委員、加藤委員、田中委員におかれましては途中参加いただく予定です。また、中谷委員、町田委員、松本委員、矢部委員におかれましては御欠席の御連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、環境部環境政策課長の鈴木より御挨拶申し上げます。

○鈴木環境政策課長 皆様こんにちは。環境政策課長の鈴木健一でございます。2年目でございます。

朝賀会長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃から埼玉県環境行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、大変お忙しいところ、令和7年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会に御出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、埼玉県では生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの取組を推進しております。そのネイチャーポジティブの象徴的な事例を一つ御紹介させていただければと思います。

埼玉県の羽生市内、埼玉県の北東部にある市でございますが、羽生市内で自生が確認されていた国の天然記念物でありますムジナモという食虫植物でございますが、これは県のレッドリストでは野生絶滅とされていたものでございますが、地元関係者による長年の保全活動によりまして、令和7年、今年の1月に野生復帰が認められました。こういった野生絶滅から野生復帰となった事例は、全国でも非常に珍しいというふうに聞いているところでございます。

自然との共生、さらにはネイチャーポジティブの実現に向け、環境影響評価制度及び本審議会の役割もますます重要になっていると認識するところでございます。

さて、本日御審議いただきます事業は、県西部の川島町で実施されます川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業でございます。令和7年8月22日に本審議会のほうに諮問をさせていただきまして、2回の小委員会の御審議を経て、本日の審議会に至っているところでございます。

今回の事業は、水田が広がる低地における大規模な面的開発事業でございます。小委員会におきましても多くの御意見をいただきました。小委員会の委員の皆様方におかれましては、熱心な御審議賜りましたことを、この場を借りまして心から御礼申し上げます。

本日の審議会におきましても、大気、水質、動植物、廃棄物など、各委員の皆様のご専門的な御知見、御経験に基づきまして、忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

結びになりますが、委員の皆様方の御多幸、御健勝、御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局(中山) 大変恐縮ではございますが、課長につきましては所用ございまして、ここで退席させていただきますと思います。

○鈴木環境政策課長 先生方よろしくお願いいたします。失礼いたします。

○事務局(中山) 本日の会議でございますが、現時点で委員総数18名のうち過半数に達する11人の御出席をいただいておりますので、埼玉県環境影響評価技術審議規則第6条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、審議会規則第6条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行を朝賀会長にお願いしたいと存じます。

朝賀会長、よろしくお願いいたします。

○会長(朝賀) 議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから本日の議事に入るわけですが、審議会の会議の公開について、事務局から説明をしてください。

○事務局(内堀) 傍聴者がいる場合には、審議会規則第8条によりまして、審議会の公開、非公開を諮らせていただいておりますが、本日の審議会に傍聴者はおりませんので、その旨を御報告させていただきます。

○会長(朝賀) ありがとうございます。

それでは、傍聴者はおりませんので、審議会は公開ではございますが、そのまま進めさせていただきますというふうに思います。よろしいでしょうか。

○会長(朝賀) ありがとうございます。

次に、本日の会議の議事録の署名についてですが、審議会規則第9条第2項により、議事録には議長のほか出席委員のうちから2人の委員が署名しなければならないこととなっております。

そこで、岩見委員と森川委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○岩見委員 はい、大丈夫です。

○森川委員 大丈夫です。よろしくお願いいたします。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の1、川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について審議に入りたいと思います。

本日は、小委員会の委員でなかった委員も御出席をいただいておりますので、計画の策定者に準備書の内容を改めて説明していただきます。

それでは、準備書の内容について、都市計画決定権者である川島町様から説明をお願いします。

○川島町まち整備課（品川） 川島町まち整備課の品川と申します。

まず、事業計画の概要から説明をさせていただきます。

都市計画決定権者は川島町長となっております。今回この事業が土地区画整理組合、組合施行と呼ばれるもので行っておりますので、事業者の名称ということで地権者の代表の名前が入っておりますのでございます。

次に、計画地の位置でございます。赤枠で囲っておところが計画地、インターチェンジの南側でございます。この図面でいきますと、東西に圏央道が走っておりまして、南北に国道254号のバイパスが通っておりますのでございます。インターチェンジの北側には47ヘクタールの川島インター産業団地が既に操業しておりまして、その西側には三島地区という同じく区画整理事業を行って整備した団地がございます。

今回は、南側の地区28.9ヘクタールを開発する事業でございます。

次に、関係地域図でございます。事業区域から3キロ圏内ということで環境に影響を及ぼす地域が川島町のほかに、坂戸市、川越市、東松山市となっております。ですので、これまでこの3市、川島町含めて4市町で説明会等々を行って手続を進めてきたところでございます。

次に、土地利用計画について説明をいたします。先ほどのインター南側の赤枠の計画地内でございますが、御覧のとおりオレンジの道路、水色の水路でこの事業地を6つの区画に分けております。紫の部分が企業様が入って使われる企業用地として予定しておりまして、緑が公園ということになっております。そのほか緩衝緑地帯ですとか高木植栽帯は御覧のとおりとなっております。こちらには、インター北側等々と同じように、製造業ですとか運輸業を誘致する方針で今作業を進めておるところでございます。

事業計画の概要の最後ですが、工事日程でございます。このまま各種手続を進めてまいりますと、令和8年度、5月頃までには都市計画決定ですとか事業認可が下りるような見込みでございます。あくまで見込みですけれども、そちらで所定の手続が終了しましたら、夏頃から7、8で示しているような工事から始まりまして、各種工事を行っていきます。今の計画では、令和9年度の後半には進出企業が盛土工事ですとか建設工事を行っていきます。この区画整理の事業全体では、令和12年頃までの事業計画となっております。

事業計画の概要については以上でございます。

○株式会社環境管理センター（小林） 環境管理センター小林より環境影響評価の概要について御説明させていただきます。

共有させていただいているのが環境影響評価項目の選定表です。調査・予測・評価の項目は、事業

特性と周囲の自然的・社会的状況を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針に基づき選定し、表に示すとおり、大気質から温室効果ガスの16項目を選定いたしました。調査計画書からの変更はございません。

続きまして、各項目の予測・評価概要につきまして御説明いたしますが、時間の都合もございますので、知事意見や住民意見をいただいている大気質、騒音、振動、植物、景観についての予測・評価結果と保全対策等を中心に御説明いたします。なお、そのほかの項目の予測・評価等の結果については、準備書を後ほど御参照いただければと思いますが、これらの項目のいずれも保全対策等の実施により、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと考えております。

最初に、大気質について御説明いたします。大気質の予測内容は、工事中の建設機械、工事用車両の影響、供用時の施設の稼働に伴う影響及び自動車からの影響となります。

続いて、予測結果について御説明いたします。工事中の建設機械による大気への影響は、計画地及び周辺地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度について予測を行いました。こちらは、建設機械の稼働により排出される二酸化窒素の予測結果です。最大付加濃度出現地点は計画地南側に現れ、この値は評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

こちらは浮遊粒子状物質の予測結果です。浮遊粒子状物質につきましても、二酸化窒素同様、最大付加濃度出現地点は計画地南側に現れ、この値も評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

資材運搬等の車両による影響については、図中のオレンジ色の線で示しております工事用車両の主要な走行ルート上の5地点で二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素の濃度について予測を行いました。こちらは、二酸化窒素の予測結果です。全地点において評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

こちらは、浮遊粒子状物質の予測結果です。浮遊粒子状物質につきましても、全地点において評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

こちらは、非メタン炭化水素の予測結果です。非メタン炭化水素につきましても、全地点において評価基準とした指針を満足する結果となっております。

続きまして、造成等の工事に伴う影響については、計画地、周辺地域のうち住居が隣接する東側地域及び南東側の計画地敷地境界において、降下ばいじん量について予測を行いました。こちらは、建設機械の稼働が最も多い工事開始21から22か月目における予測結果です。予測結果は、基準の20トン/平方キロメートル/月を下回る結果となっております。

供用時の施設からの影響については、最大影響を予測するため、業種は排出量の多い製造業が進出した場合を想定し、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について予測を行いました。

施設の稼働の年間の影響を考慮した長期予測結果は、全ての項目において、最大付加濃度出現地点でも評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

また、これらの項目については、長期予測のほかにも気象条件によって高濃度となる可能性を踏まえ、短期的な予測も行っており、こちらも評価基準を満足する結果となっております。

関連車両の走行に伴う影響については、図中オレンジ色の線で示しております。供用時の車両の主

要な走行ルート上の5地点で二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素の濃度について予測を行いました。予測結果については、予測地点、全地点において、全項目とも評価基準を満足する結果となっております。

こちらは、非メタン炭化水素の結果となっております。

続きまして、大気質に関する環境保全のための措置としては、工事中は排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの徹底、計画的かつ効率的な工事計画を検討するなどを行う計画です。

供用時については、進出企業に各種基準を遵守させ、車両についてもアイドリングストップの指導や計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導を行う等を計画しております。

次に、騒音・低周波音・振動について御説明いたします。大気質と同様に、工事中の建設機械、工事用車両による影響と、供用時の施設の稼働に伴う影響及び車両による影響を予測いたしました。

初めに、建設機械の稼働に伴う及び騒音及び振動ですが、予測は計画地近隣の住宅を対象に行っており、結果については、騒音が54から56デシベル、振動が33から44デシベルであり、ともに基準は下回る結果となっております。

続きまして、資材運搬等の車両の走行による影響については、知事意見を踏まえ、圏央道に近いナンバー2地点については、高架部分の反射の影響も考慮を行いました。

騒音については、国道254号沿いの一部地点で基準を超過する値が見られましたが、これは現況交通量による騒音レベルで既に基準値を超過しているためであり、資材運搬等の車両による騒音の増加レベルは0.0から0.1デシベル程度の結果となっております。

なお、振動については、全地点で基準を下回る結果となっております。

続いて、周辺住居における施設の稼働に伴う騒音の影響については、南東側住居夜間において環境基準45デシベルを上回る50デシベルですが、これは現状の騒音レベルが49デシベルと既に基準値を超過しているためであり、施設などからの騒音レベルは41デシベルであり、現況の騒音レベルや基準値以下となっており、現況の騒音レベルを著しく悪化させるものではないとは予測しております。

周辺住居における施設の稼働に伴う低周波音の影響については、予測を行った全ての地点で評価の指標とした基準を十分下回る結果となっております。

また、周辺住居等における施設の稼働に伴う振動の影響についても、予測を行った全ての地点で基準を下回る結果となっております。

関連車両の走行による影響については、騒音については一部地点において基準を超過する値が見られましたが、工事中と同様に現況交通量による騒音レベルで既に環境基準は超過しているためであり、関連車両の走行による増加レベルは0.1から0.5デシベル程度となっております。振動については、全地点で基準を下回る結果となっております。

続いて、工事中における騒音・振動についての環境保全のための措置としては、低騒音型の建設機械の使用、住居などに近い箇所の工事では、必要に応じて仮囲いなどの防音対策を講じる等を計画しております。

供用時については、進出企業に各種基準を遵守させ、車両についてもアイドリングストップの指導

や、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する等を計画しております。

続きまして、生物関連の項目ですが、事業地及び周辺地域は水田等の耕作地が大半を占めており、動物の生育環境、生態系も水田耕作地域に広く確認されている種でした。ここでは、それらの基盤である植物について主に説明いたします。

植物については、造成工事の影響、造成地の存在による影響を予測しました。

保全すべき植物としては、エビモ、ヒメミソハギなどの湿性環境に依存する種、7種が計画地内外から広く確認されました。

また、動物の保全すべき種については、35種確認されましたが、多くが水田などで多く確認される種であり、計画地内外で広く確認されました。

生態系の上位種としては、タヌキ、ダイサギ、ヤマカガシを選定し、水田地域の典型種としてヒバリ、トウキョウダルマガエル、ミナミメダカを選定しました。

生物については、事業の特性上、消失が生じてしまうため、記載の環境保全措置を実施するとともに、変更区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性などを踏まえて種を選定し、公園の一部に創出する湿地環境へ移設を可能な限り実施するなどの各種の生育環境の保全を図る計画といたしました。

次に、景観について御説明いたします。造成地及び施設の稼働に伴う景観への影響を予測しました。

地点については、図に表示のとおりで14地点にて行いました。また、知事意見や住民意見を踏まえ、計画地東側の水田区域の地点等を計画書より追加いたしました。

左側の丸で示しております知事意見や住民意見を踏まえ、調査計画書より追加した2地点及び遠方の1点についての予測結果をお示しいたします。

こちらは、計画地から離れた計画地北側の川島町役場防災展望室からの計画地方向を見た遠方の現況です。

こちらが想定される進出企業の立地可能な建物の最大規模を踏まえて作成したモンタージュになります。

こちらは、計画地東側の水田地域から計画地方向を見た近景の現況の写真です。

こちらが予測結果です。

こちらは、計画地東側の水田地域、先ほどの地点から東方向に少し計画地から離れた地点から計画地方向を見た現況の写真です。

こちらが予測結果です。

以上のように計画地東側地点においては、直近にあるため、計画建物等が出現するなど、一部景観眺望に変化が生じますが、地区計画において新築物等の高さや最低壁面位置の制限等について規定を定め、進出企業に対しては、建物は周辺の景観に調和するような色彩を使用するよう指導するなどの環境保全措置等を講じ、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和を図ってまいります。

最後に、事後調査計画について御説明いたします。事後調査は、調査・予測・評価の結果及び環境保全措置の実施計画などを踏まえて、騒音、地盤、植物、景観について行う計画としております。

以上で環境影響評価の概要についての説明を終わります。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは、ただいまの川島町様からの説明について何か御質問、御意見等はございますでしょうか。森川委員、お願いいたします。

○森川委員 大気環境を担当しています森川です。御説明ありがとうございました。

この工事についてちょっとお聞きしたかったのですが、かなり広い土地で平らで、それが全部建築物等が入ってくるということですが、工事の最中の仮囲いというのが住宅のあるところ、南東と北東のところ少し仮囲いというのがあり、騒音の影響を下げるということですが、写真を拝見しますと、かなり土ぼこりとか結構舞うのではないかなという感じがしまして、その場合に、仮囲いはこの住居の周りだけということですが。工事が終わった後は、かなり植物というか樹木など植生を、緑地を造っていただくということなので大丈夫かなと思うのですが、工事の最中とかの土ぼこりとかは、対策は、お水をまくということでしたけれども、それ以外は考えておられないのでしょうか。

○北野建設株式会社（野溝） 北野建設の工事を担当します野溝と申します。

今回のご指摘なのですが、土ぼこり対策として散水を実施します。そのほかに、土砂を仮置きするような場合が多ければ、ブルーシートで養生したり、土ぼこりが発生しないようなものをつくっていかうと思っております。

また、進出企業さんの工事は、我々のするところではないのですが、進出企業さんは進出企業さんで土ぼこりを防止するような対策を取っていただくように指導していきたいと思っております。

以上です。

○森川委員 ありがとうございます。結構、土ぼこりに関しては苦情の多いところかと思っておりますので、発生源の側で対策されるということで了解しました。ありがとうございます。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

では、寺内委員、よろしくお願いいたします。

○寺内委員 廃棄物を担当しています寺内です。よろしく申し上げます。

今日のスライドではなくて、準備書567ページ、廃棄物の部分について質問、コメントさせていただきます。

567ページ、一番下の表、進出企業の建設工事に伴う廃棄物の排出量等についてですが、最終処分量がゼロになっています。567ページの上の注意書きを見ますと、中間処理施設における再資源化率及び最終処分率が不明なためと書いてありますが、これは参考にした建設系混合廃棄物の原単位調査報告書の集計様式がそうなっているだけであって、実際には、中間処理施設の残渣が埋立て処分される。または、ここでは考慮されていませんけれども、中間処理を経ずに直接埋立て処分されるということもあります。

産業廃棄物の処理施設は、再資源化施設と中間処理施設が分けられて処理されているわけではありませんが、参考とした報告書の集計様式がそうなっているだけで、最終処分量をゼロとするのは予測として少しよくないのかなと思います。

次のページからの施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、最終処分量の予測も行っていますので、同

じ報告書の同じ章で考え方や見せ方が違っていると思います。

○株式会社環境管理センター（井上） 環境管理センター、井上と申します。よろしくお願ひいたします。

御指摘のあった567ページの下の表なのですがすけれども、まず本事業が面整備事業ということで、あくまでも事業者としては土地区画整理事業で造成をしますというのが事業範囲であり、今回のアセスの保障といえますか、事業者の責務のところになります。

上物に関しましては、やはりまだ企業さんも誘致しているわけではないので、あくまでも想定で廃棄物量を出しますので、今のところ出典は御指摘あったものを一般的に使っていますので、まずは使わせていただきましたというのが1点でございます。

ただし、建設リサイクル法だとかいろいろありますので、最終処分のほうに行く部分も、実際の工事では抑えられるとは思いますが、そこは何らかの形で、例えば事後調査で押さえていくとか、何らかの精度を上げる取組ができればいいかなとは今思っております。

以上でございます。

○寺内委員 よろしいでしょうか。

○会長（朝賀） はい、どうぞ。

○寺内委員 あくまで想定というのは分かるのですがすけれども、実際に最終処分量ゼロというのはないと思います。出典として上がっている報告書以外にも、建設副産物の調査の結果のデータというのはたくさんありますので、それを使って最終処分量を予測するということではできないのでしょうか。

○株式会社環境管理センター（井上） そこは、また違う文献等々も当たってみます。おっしゃられたようにもう少し実態に近づけた部分で、想定といえども少しそこは御指摘の他の文献もしくは事例等々を踏まえて、少し数値を補正したいと思います。ありがとうございます。

○寺内委員 よろしくお願ひします。

あと、もう一点なのですが、準備書の569ページです。こちらは企業が進出した後の廃棄物についてですがすけれども、進出企業の業種は未定のため原単位から排出量が最も多くなる鉄鋼業を設定したとなっています。これは、最悪のケースを想定して予測したということだと思いますがすけれども、製造業の代表として鉄鋼業を選んだというのは、予測として適切なのか、少し疑問があります。

この鉄鋼業の中には、鉄鉱石から鉄を作る、高炉による製鉄業が含まれていますので、大量の鉄鋼スラグですとかばいじんを排出するという結果が含まれています。量が多だけでなく、他の製造業からあまり排出されない種類の廃棄物が排出されます。

571ページの上の表を見ますと、鉱さいやばいじんの排出量が多くなっていますので、この辺りが予測としてどうなのか。普通の製造業、生活関連型ですとか、あと加工組立型の産業からは排出されない廃棄物ですので、業種が未定ということであれば、環境省の原単位を基に、製造業全体の原単位をつくるですとか、こういう予測の方法もあるのではないかと思います。

○株式会社環境管理センター（井上） 今の御指摘ですがすけれども、誘致企業というのはこれから決まっていますので、不明の場合は、最大の原単位の負荷を見なさいというのが、当時、調査計画書の

知事意見としていただいております。そういった意味では、御指摘のように、ちょっと粗いといえますか、過大に見ているのではないかとこのところもあろうかと思いますが、基本的にはやはりまだ業種を絞れるアセスメントではないので、製造業の中で最も大きくなるという形で、知事意見を受けて、最大負荷ということで、今回、この原単位を使わせていただいたというような形になっております。

○寺内委員 ありがとうございます。量について、最大、最悪のケースを見込んで予測したというのは分かるのですが、廃棄物の種類ですね。鉱さいですとかスラグ、ばいじんみたいなものというのは、なかなか出す企業というのは少ないですので、そういう意味で種類の予測というのは、もう少し工夫してもいいのではないかなと思います。

以上です。

○株式会社環境管理センター（井上） 分かりました。鉱さいとかになってきますと、確かに特殊な業態といえます。工夫できる範囲で検討はしたいと思っています。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

そのほか御質問、ご意見等はございますでしょうか。

各委員の先生方におかれましては、そのほか何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○会長（朝賀） 御質問、御意見も出尽くしたようですので、都市計画決定権者の方々はこちらで退席をしていただきます。ありがとうございました。

○事務局（内堀） 事務局にて都市計画決定権者及びアセス受託者の退席したことを確認いたしましたので、こちらに御報告いたします。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは、審議会答申の審議に入りますが、議事の1、川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価準備書につきましては、小委員会で審議を行い、小委員会の意見が作成されています。小委員会の小川委員長から、小委員会報告及び小委員会意見について説明をしていただきたいと思います。

○小川委員長 それでは、小委員会について御報告させていただきます。

全般的事項についてなのですが、

（1）、資材運搬等の車両の走行が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないように、計画的な作業運行を行うこと。

（2）、計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念される。公園整備に際してはネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、単に緑地創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、持続管理できるよう検討すること。

（3）、計画地内に軟弱地盤が存在することから、盛土造成により圧密沈下が生じることが懸念される。当該圧密沈下により周辺の施設及び道路へ影響が生じないように必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。

（4）、温室効果ガス排出量について、国の排出削減目標（NDC）や、県、川島町の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう、造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入

を義務付けるなど、より強く働きかけること。

(5)、累積的影響の観点から、参考とした周辺の他のアセス手続き結果等について、具体的な内容を評価書に記載するなど図書記載内容の充実に励むこと。

2、水質。造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。

3、動物。計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。計画地内では、特定外来生物（アライグマ）も確認されていることから、計画地周辺の住民への周知や、捕獲など被害防止対策について、関係機関と連携して取り組むこと。

4、景観。進出計画による大規模建築物の立地が想定され、計画地の周辺には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周辺への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。

5、事後調査。(1)、植物。計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき動物の代償措置について、専門家等から助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じた環境保全措置が講じられるようあらかじめ必要な対策（埋土種子の適切な保管等）を検討すること。

以上です。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました小委員会意見を踏まえ、答申について検討したいと思いますが、御意見等はございますでしょうか。

○会長（朝賀） 寺内委員、お願いします。

○寺内委員 すみません。寺内です。先ほど廃棄物について意見を言わせていただきましたが、ほかの項目に比べて、今回は廃棄物量はあまり重要なことではないかもしれませんが、この予測のやり方というのがかなりざっくりしたやり方で、実際に廃棄物の流れですとか排出状況についてあまり考慮されていない気がしました。可能であれば少しそのあたりも加えていただければと思います。

○会長（朝賀） 御意見ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますか。

○事務局（前川） 事務局でございますが、寺内委員からいただいた御意見など今まとめさせていただいております。もしほかにほかの委員の方から御意見等ございましたら、いただいた上で、後ほど事務局より御説明させていただければと思います。

○会長（朝賀） 承知しました。

では、ほかに何か委員の先生方御意見等ございますでしょうか。

では、森川委員、よろしくをお願いします。

○森川委員 森川です。ありがとうございます。

全般的事項の(1)番のところで、大気汚染物質や騒音・振動の基準値を超える地点が生じないようとするのですが、ここが資材運搬等の車両の走行が集中することによりと理由が書いてござ

います。ただ、今回御説明を聞いたときに、盛土の造成などで建設機械の稼働が集中しないようにという配慮をしますというようなこともおっしゃっていたので、資材運搬等の車両の走行だけではなくて、工事の実際の建設機械の稼働についても入れていただくといいのかなと思いました。

以上です。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

ではまた、事務局のほうで今ちょっと作業していただいておりますので、そのほか委員の先生方も何か御意見等ございますでしょうか。

○事務局（前川） 事務局ですが、朝賀会長、ありがとうございます。

まとめましたので、もしほかに御意見ないようでしたら、事務局のほうより御説明させていただきます。

○会長（朝賀） よろしくお願ひいたします。

○事務局（前川） まず、森川委員より先ほどいただきました車両等の走行が集中するという部分に関しましては、先ほどのお話を踏まえ、建設機械の稼働の集中というようなものも追加させていただくというような形でこのようにさせていただきました。また、文章などは細かい部分後ほど整理させていただきます。

続きまして、寺内委員よりいただきました御意見、少し整理させていただきます。今回、御質問の中で2点あったのかなと考えておりますが、1点目が最終処分量がゼロとなっているところにつきまして、後ほど整理させていただければと思うのですが、準備書のほうで出典されている以外の図書等も踏まえ、予測結果の精度の向上を図ることというものが1点。もう1点、こちらは昨年度の坂戸市のアセスでの知事意見にも書かせていただいたのですが、事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ることということで、このような内容はどうかというふうに関心しております。

最後に、森川委員のほうから事業者への御質問ということで、土ぼこりに関することもあったかと思いますが、地盤沈下、圧密沈下に関しまして、事業者に対して影響が生じないような対策を講じること、また進出企業に対しても情報提供であったり対策を働きかけることということが（3）でございますが、その内容を踏まえまして土ぼこりに関しても同じような形はどうかというふうに関心させていただきます。

事務局よりの説明は以上となります。

森川委員、寺内委員、こちらこのようなニュアンスでよろしかったでしょうか。

○寺内委員 寺内です。異論はありません。

○事務局（前川） ありがとうございます。

○森川委員 森川です。森川のほうも（1）のほうは異論ありませんし、土ぼこりにしてもどうしようかなと思ったのですが、やはり一言書いていただくということであれば、対象が同じところというところで、そのように書いていただくことでよろしいと思います。ありがとうございます。

○事務局（前川） ありがとうございます。

また、細かい部分、後ほど修文などしたいと思いますが、このような形でさせていただければと思います。

○会長（朝賀） それでは、先ほどの都市計画決定権者からの説明も含め、事務局が追加した審議会答申に補足、追加意見等あればお願いしますが、よろしいでしょうか。

○会長（朝賀） では、審議会答申の取りまとめについて事務局から提案がありました。審議会答申は、今御提示のように、事務局によって今後文言整理案等関係委員の皆様に御確認いただいた後、答申としたいと思いますが、このような形でよろしいでしょうか。

なお、最終的な答申の文言については、私に一任していただきたいと存じますが、この点もよろしいでしょうか。

○会長（朝賀） ありがとうございます。

それでは、本日の議事を全て終了いたします。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（中山） 朝賀会長、進行のほうありがとうございました。

また、委員の皆様もありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思います。本日は、御審議いただきましてありがとうございました。

午前11時04分閉会